

# 第1章 計画の概要

## 1. 都市計画マスタープランの目的と役割

### 1-1 策定の背景と見直しの目的

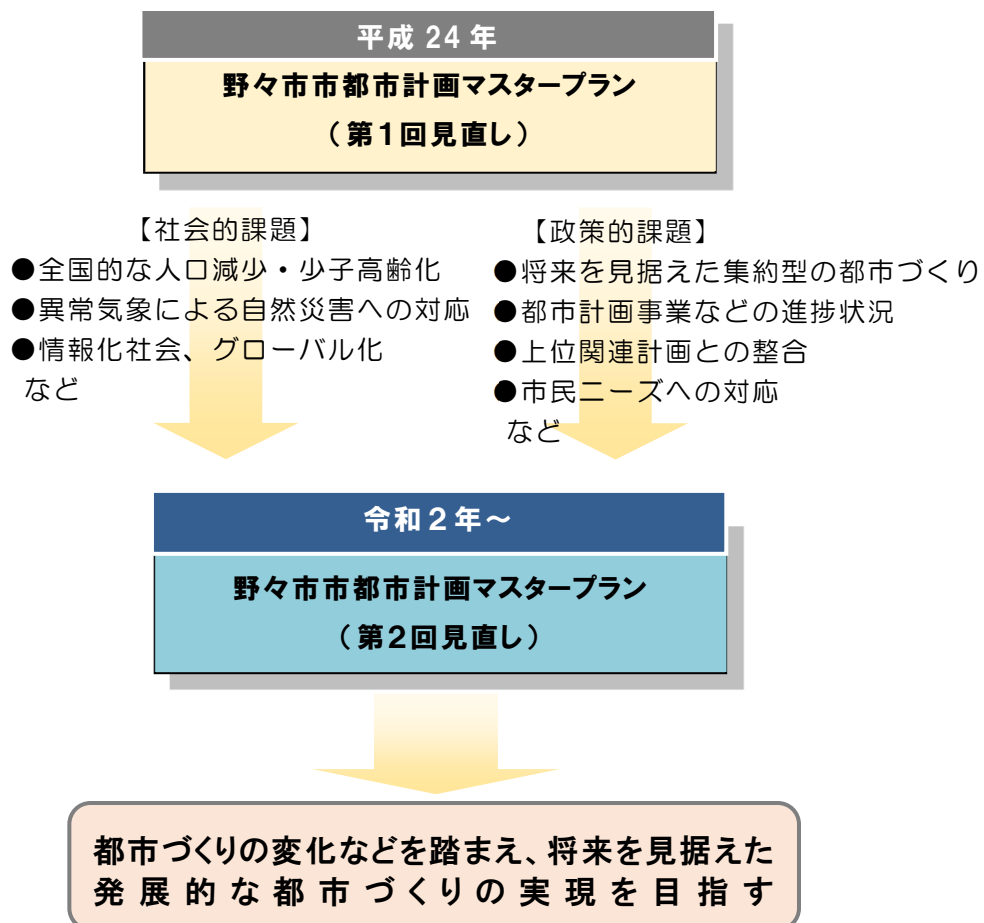
本市は、平成10年度に「野々市町都市計画マスタープラン」を策定し、その後平成24年に見直しを行い、これに即して都市施設などの整備を進めてきました。

このような中、近年では全国的な人口減少・少子高齢化の進展をはじめ、異常気象による自然災害への対応、情報化社会やグローバル化など、社会情勢が変化しています。

本市においては、令和4年3月に本市のまちづくりの方向性を示す最上位計画である「野々市市第二次総合計画」を策定しました。

また、平成31年3月には「野々市市立地適正化計画」を策定し、都市施設や居住の集約、公共交通によりコンパクトな都市づくりを進めています。

このように、様々な社会的課題及び政策的課題に総合的に対応しながら本市の発展的な都市づくりの基本的な方針を定めるため、今回の見直しを行いました。

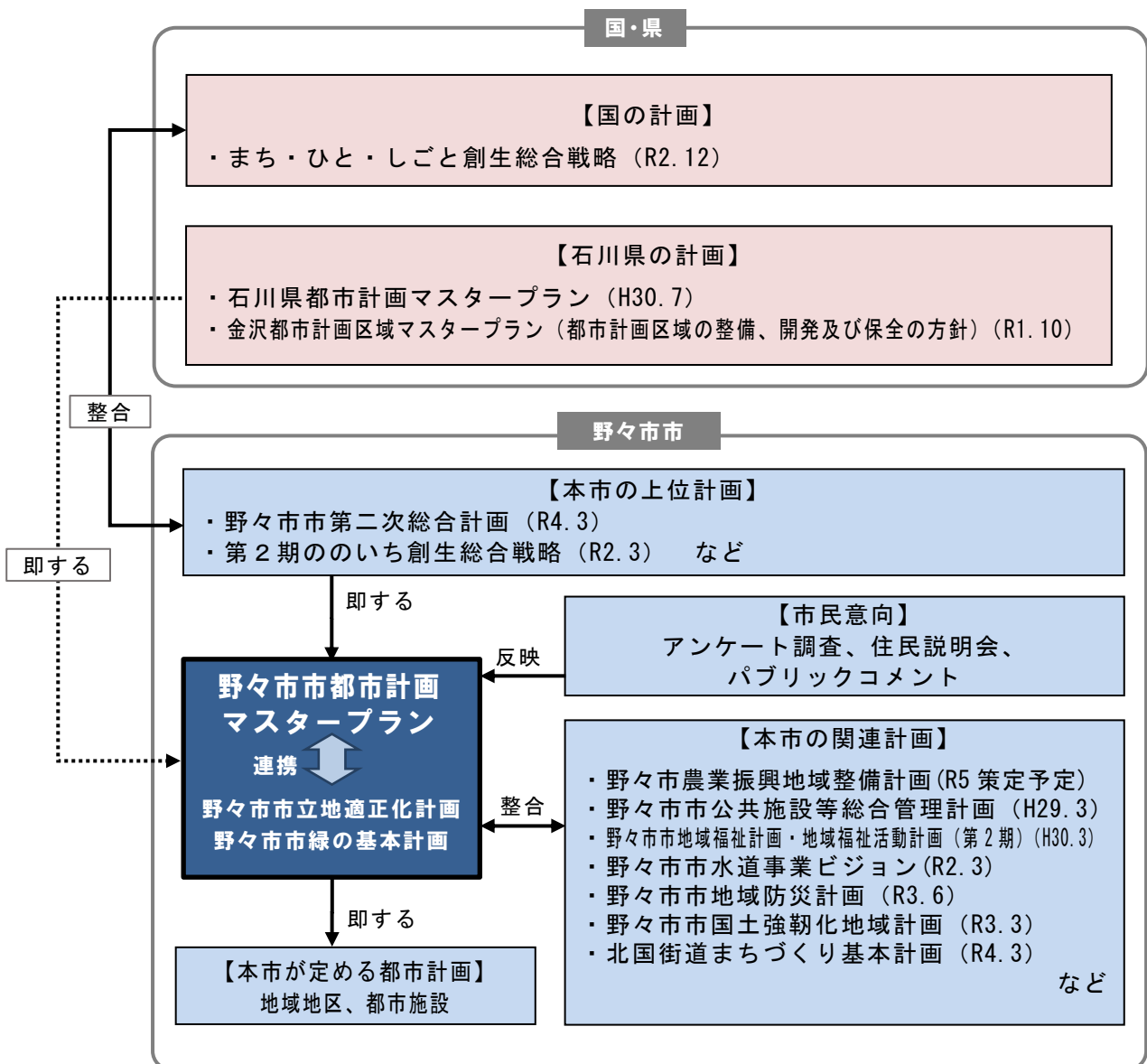


## 1-2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 により策定が義務づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」としての位置づけを持つものであり、県の定める「金沢都市計画区域マスタープラン」や「野々市市第二次総合計画」、「第 2 期ののいち創生総合戦略」などの上位計画に即し、交通や住宅政策、防災などの様々な分野の関連計画との整合を図り、将来に渡っての都市づくりのビジョンを描いたものです。

また、アンケート調査や住民説明会などを実施し、市民意向を参考としながら本計画を策定しました。

【計画の位置づけ】



### 1-3 都市計画マスタープランの役割

本計画は、次のような役割を担っています。

#### ① 都市づくりの将来ビジョンの明確化

総合計画に示された将来都市像について、都市計画の観点から長期的な都市づくりのビジョンとして示します。

#### ② 都市づくりを進めるための指針

将来像を実現する手法の一つとして、本市の定める都市計画の決定・変更の方針を示します。

#### ③ 都市計画の総合性・一体性の確保

個々の都市計画の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを可能にします。

#### ④ 時代の変化などに対応した柔軟な都市づくりの推進

将来的な人口減少時代の到来や、少子高齢化の進展、高度情報技術などの活用、多様な市民ニーズなどに対応した柔軟な都市づくりを可能にします。

#### ⑤ 市民協働のまちづくりの指針

市民のまちづくりに対する意識を高め、今後の市民協働のまちづくりを進めていくための指針となることが期待できます。

## 1-4 計画目標年次と対象区域

### (1) 計画目標年次

本計画では、基準年を令和4年度（2022年度）とし、目標年次を20年後の令和24年度（2042年度）とします。

ただし、本市の上位計画との整合性や、社会経済情勢などの変化への対応が求められる場合は、計画期間中においても必要に応じ適宜見直しを検討します。

目標年次：令和24年度（2042年度）

### (2) 対象区域

対象区域は、野々市市全域とします。

【野々市市 位置図】



【出典：国土地理院 (<https://www.gsi.go.jp/top.html>) ※地理院地図を加工して作成】

## 2. 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、下図に示すとおり、「全体構想」と「地域別構想」で構成し、全体構想の分野別方針と地域別構想の相互補完により構成します。

### 【全体構想】

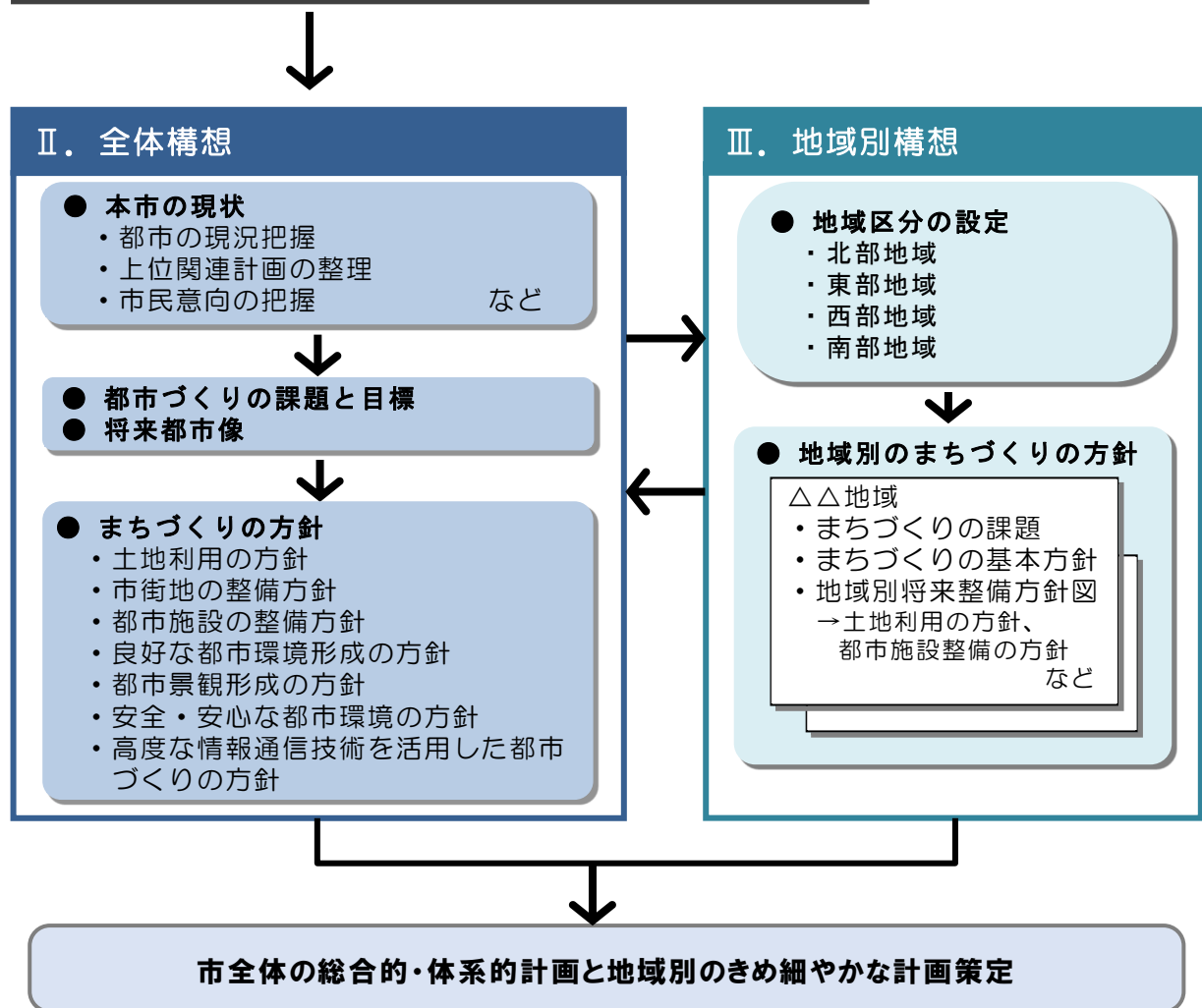
全体構想では、市全域を対象として現況における主要課題を整理したうえで、将来都市像とともに、土地利用、市街地、都市施設、生活環境、都市景観、安全・安心なまちづくりのあり方などの分野別にまちづくりの方針を示します。

### 【地域別構想】

地域別構想では、4つの地域を設定し、地域ごとの将来像やまちづくりの目標、具体的な整備方針などを示します。

### 【計画の構成イメージ】

#### I. 見直しの目的とこれまでのまちづくりの取り組み

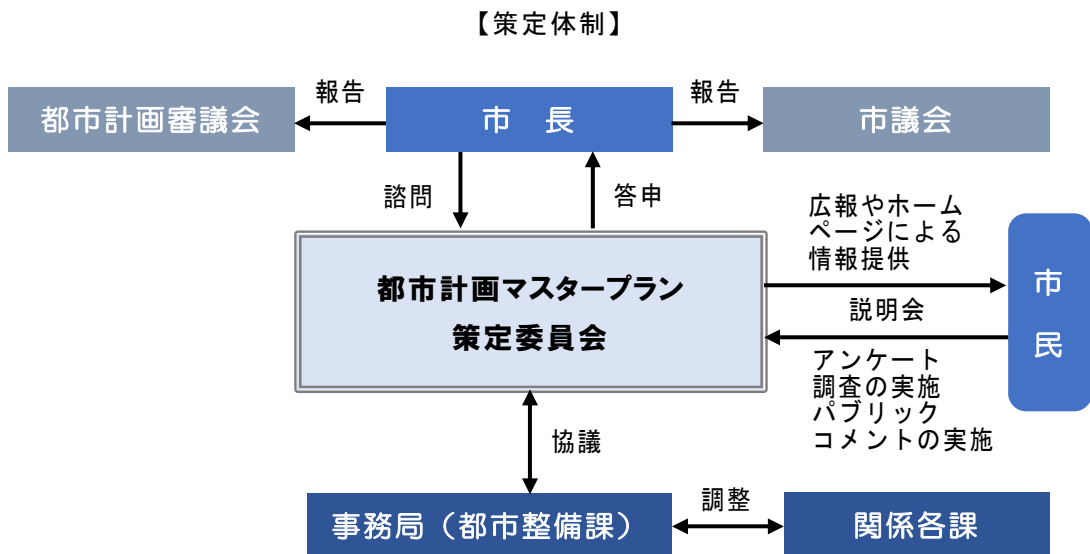


### 3. 都市計画マスタープランの策定体制

本計画は次に示す体制で作成しています。

学識経験者、市内の各種団体の代表者などで構成する「野々市市都市計画マスタープラン策定委員会」（以下、「策定委員会」とする。）において、各部門別の計画などについて検討を行いました。

また、市民アンケートや地域別説明会及びパブリックコメントを実施し、広くかつ具体的に市民の意見を聴取し、計画の参考としました。



4. 旧都市計画マスタープランの概要とこれまでのまちづくりの取り組み

4-1 旧都市計画マスタープランの概要

平成24年4月策定の「野々市市都市計画マスタープラン」においては、将来都市像を「安全・快適な生活環境を備えた 魅力ある定住都市 野々市」としています。

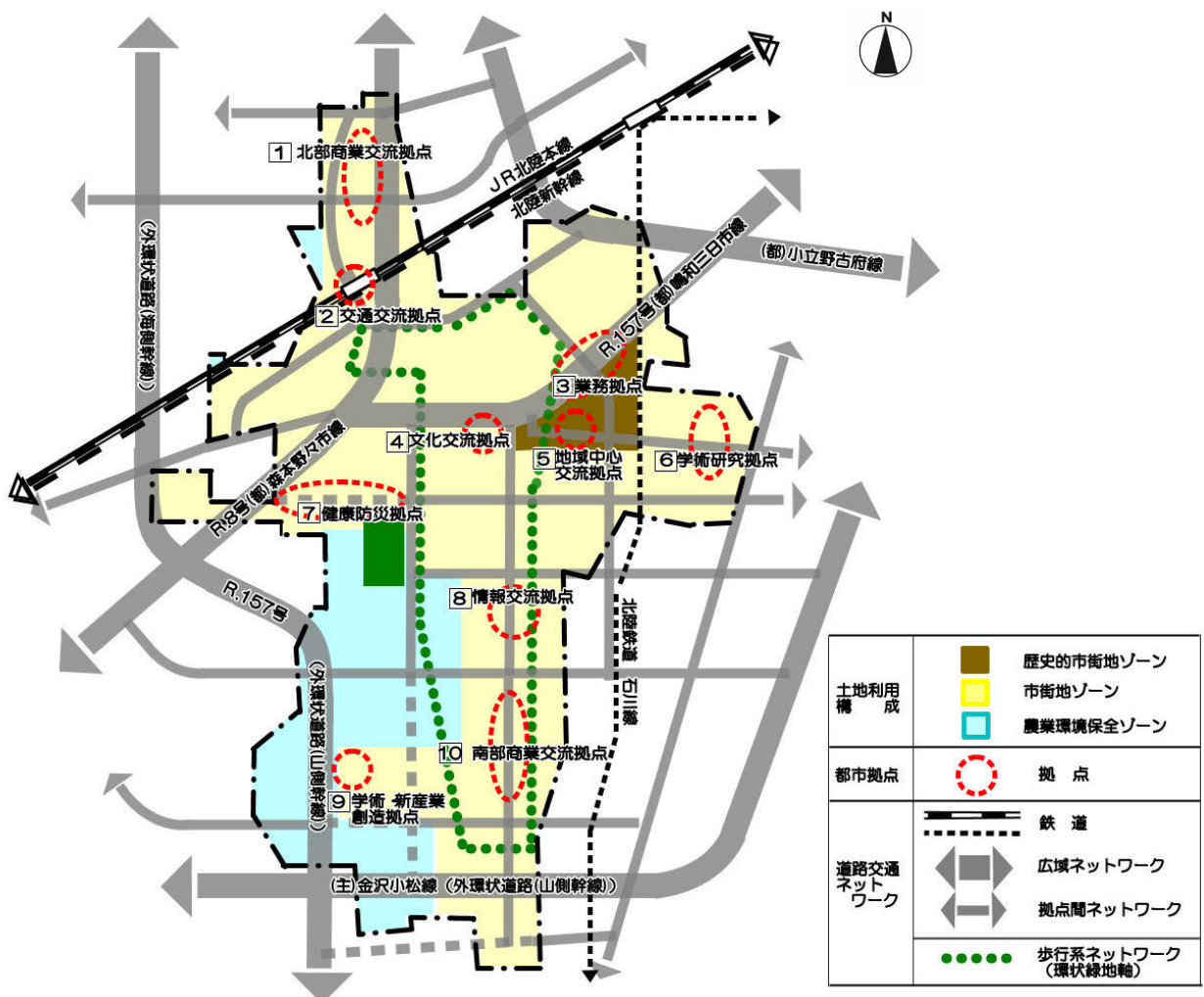
■まちづくりの目標

- ① 住み続けることに魅力があり、活力のあるまちづくりを進めます
- ② 歩いて暮らせる快適で身近なまちづくりを進めます
- ③ 環境に優しく、農や緑と調和したうまいのある都市環境の形成を進めます
- ④ 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます
- ⑤ 本市を愛し支える人を育て、市民・行政のパートナーシップを形成します

■目標人口

2025年時点で55,000人

【野々市市都市計画マスタープラン（H24.4） 将来都市構造図】



## 4-2 これまでのまちづくりの取り組み

本市はこれまで、旧野々市市都市計画マスタープランで位置づけた将来都市像の実現に向けて、土地利用をはじめ、市街地や都市施設の整備など、各種都市づくりの基本方針を基に、市民ニーズや社会経済情勢などの変化に対応しながら、積極的にまちづくりに取り組んできました。

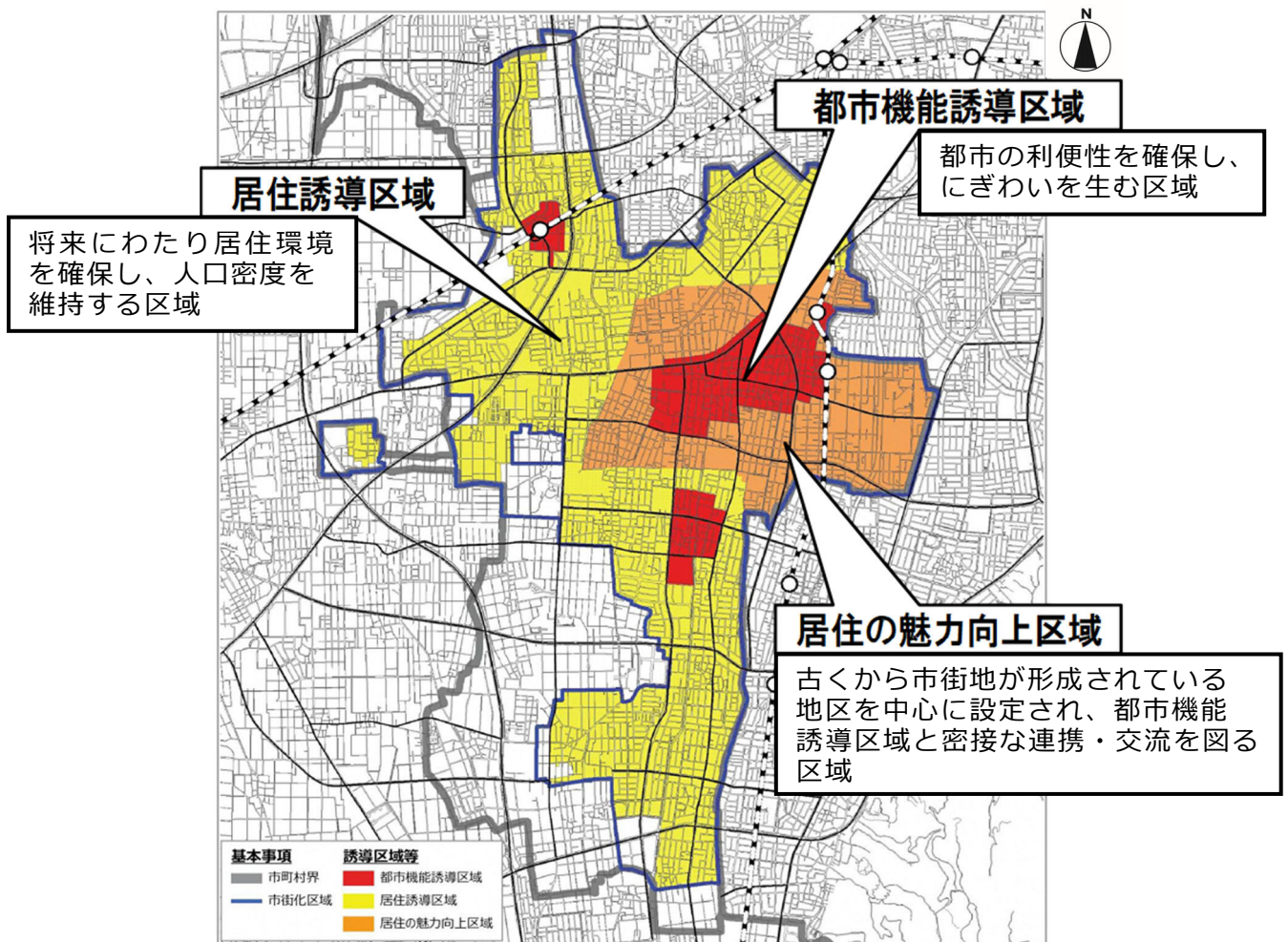
以下に旧都市計画マスタープラン策定以降の主な取り組みを整理します。

### (1) 土地利用に関する取り組み

#### 都市機能や居住の適切な立地誘導による集約的な市街地の形成促進

- より適切な都市機能の配置や生活サービスの提供を進めることにより、持続可能な定住都市を目指すため、平成31年3月に「野々市市立地適正化計画」を策定
- 歩いて暮らせる「のっティタウン」を目指して、都市機能誘導区域と居住誘導区域などを設定

【野々市市立地適正化計画（H31.3） 誘導区域図】



(2) 市街地整備に関する取り組み

土地区画整理事業の実施により計画的に市街地を整備

- 平成24年度以降に、3事業(柳町地区、中林地区、西部中央地区)を新規に実施。うち柳町地区は完了
- 合計面積：61ha



▲西部中央地区



▲中林地区

学習・交流を通じたまちづくり拠点施設を整備

- 学びの杜ののいちカレード(H29.10)、にぎわいの里ののいちカミーノ(H31.3)を整備
- 学習・交流を通じたまちづくり拠点、にぎわい拠点として多くの市民が利用
- 公有地(県立養護学校跡地や中央公民館跡地)を有効に活用しながら、民間活力も導入し整備



▲学びの杜ののいち カレード

- 図書館機能と市民学習センター機能を融合させた生涯学習施設で、市民の学びと文化・芸術・創造、情報発信、市民協働におけるシンボルとして位置づけられる拠点施設です。



▲にぎわいの里ののいち カミーノ

- 中央・野々市公民館機能、市民活動センターの複合施設と、本市物産品の販売や観光PR拠点となる商業施設(民間棟)をあわせ持つ、ヒト・モノの交流によるにぎわい創出の拠点施設です。

本市の玄関口としての JR 野々市駅南口広場を整備

- 北陸新幹線開業にあわせ、駅南口広場を整備し、駅周辺を交通交流拠点として機能強化（平成 25 年 10 月完成）

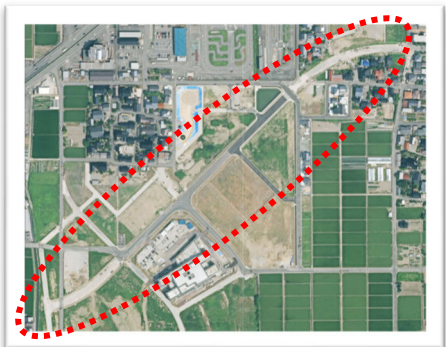


▲ JR 野々市駅南口広場

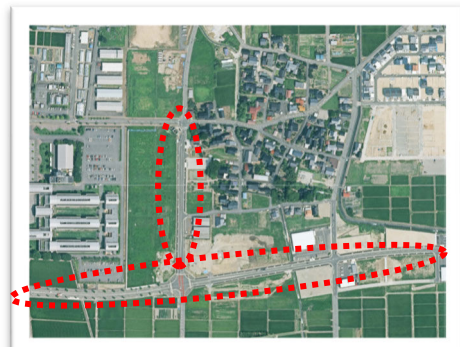
(3) 都市施設に関する取り組み

円滑な交通流道を促す道路ネットワーク形成に向けた都市計画道路を整備

- 平成 24 年度以降に、都市計画決定道路延長 4,330m、整備済道路延長 3,340m 増加（令和 3 年 3 月時点）
- 土地区画整理事業と一体的に道路整備が進捗



▲ 都市計画道路高尾郷線  
（西部中央地区）



▲ 都市計画道路四十万末松線、堀内上林線  
（中林地区）

コミュニティバス「のっティ」の利便性を向上

- 市民のニーズに対応するため、西部ルート  
の増便
- 野々市小学校北側に公共交通乗り換えの  
ための交通広場を整備



▲ 交通広場の整備（野々市小学校北側）

市民の憩いと安らぎの場となる公園・緑地を整備

- 平成24年度以降に、都市公園は12カ所、4.8ha増加（令和3年3月時点）
- 一人当たりの都市公園面積は5.1㎡/人から5.7㎡/人に増加



▲カレードの緑地



▲つばきの郷公園

市民の快適で安心な暮らしを支える上下水道を整備

- 平成24年度以降に、上水道の給水人口は約3,200人増加（令和3年3月時点）
- 下水道整備面積112ha増加、整備延長21km増加
- 下水道普及率は91%から98%に増加

（4）良好な生活環境形成に関する取り組み

柳町や中林地区などで地区計画制度の導入により良好な生活環境を創出

- 地区計画を4地区追加し、約71ha増加（令和3年3月時点）
- 現在、計9地区、合計247haを指定

（5）都市景観形成に関する取り組み

歴史的街並み景観などを活かした旧北国街道のにぎわいを創出

- 旧北国街道周辺を一体的に活用し、新たなにぎわいを創出する「北国街道のにぎわい創出プロジェクト」の開始
- カレードやカミーノ、旧北国街道にて住民主導のイベントなどを開催



▲カミーノ（民間棟）で開催のマルシェ



▲旧北国街道のまち歩き

(6) 安全・安心な都市づくりに関する取り組み

建築物の耐震化促進、浸水対策などの各種取り組みを総合的に推進

- 市内の住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化を促進し、地震被害を軽減するため、それら建築物の耐震診断、耐震改修を促進するための計画として H19.3 に策定した「野々市市耐震改修促進計画」を H29.3 に改定
- 本市において想定される大規模自然災害のリスクなどを踏まえ、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として「野々市市国土強靱化地域計画（R3.3）」を策定
- 1000 年以上に 1 回の確率（想定し得る最大規模）の降雨を想定した洪水ハザードマップを作成し R2.3 より公開
- 「新型コロナウイルス感染症対策避難所開設マニュアル」を R3.10 に作成

【洪水ハザードマップ】

【新型コロナウイルス感染症対策避難所開設マニュアル】

